



## 第Ⅳ章

# 林業・山村の活性化

林業は、木材等の生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の雇用の確保に寄与する産業である。

平成23(2011)年度は、「森林・林業再生元年」として、「森林法」の改正、「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入、「准フォレスター研修」の開始等、「森林・林業再生プラン」の具体化に向けた取組を着実に進展させた。

本章では、林業経営や林業事業体等の現状、林業を主たる産業とする山村の現状とその活性化に向けた取組等を記述するとともに、林業の再生に向けた施業の集約化や人材育成等の取組について記述する。

## 1. 林業の動向

我が国の林業は、小規模零細な森林所有構造の下、施業の実施は低位にあり、林業労働者も減少傾向にある。

以下では、林業経営の現状、森林組合を始めとする林業事業体の状況、林業労働力の確保・育成、労働災害等について記述する。

### (1) 林業産出額

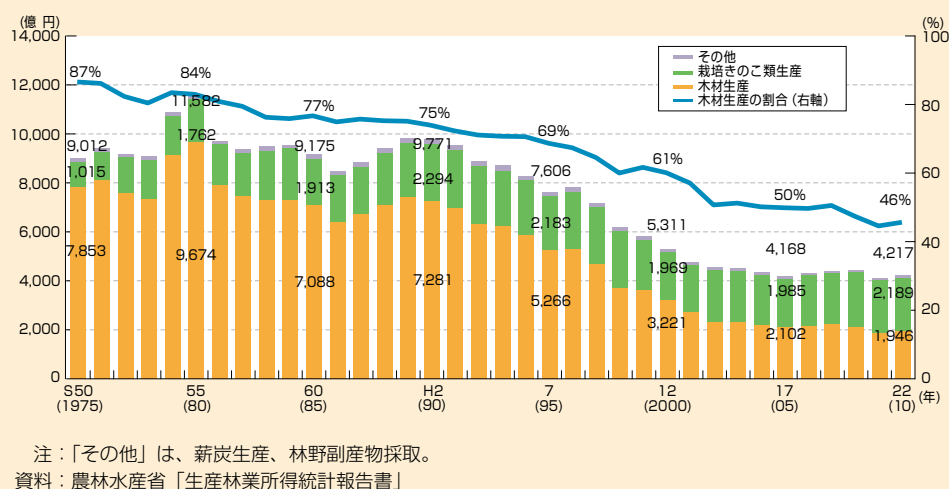
「林業産出額」は、国内における木材、栽培きのご類、薪炭等の林業生産活動による生産額の合計である。平成22(2010)年の林業産出額は、素材価格が上昇に転じ、素材生産量も増加したことから、前年に比べ2.3%増加の4,217億円となった(図IV-1)。平成22(2010)年の素材価格は、住宅着工戸数の増加等による木材需要の高まりを背景に、スギは3年ぶり、ヒノキは4年ぶりに上昇に転じた。スギについては、前年比8%上昇の11,800円/m<sup>3</sup>、ヒノキについては、同1%上昇の21,600円/m<sup>3</sup>となった。また、平成22(2010)年の素材生産量は、スギ

については、前年比10%増の905万m<sup>3</sup>、ヒノキについては、前年比4%増の203万m<sup>3</sup>となった(図IV-2)。

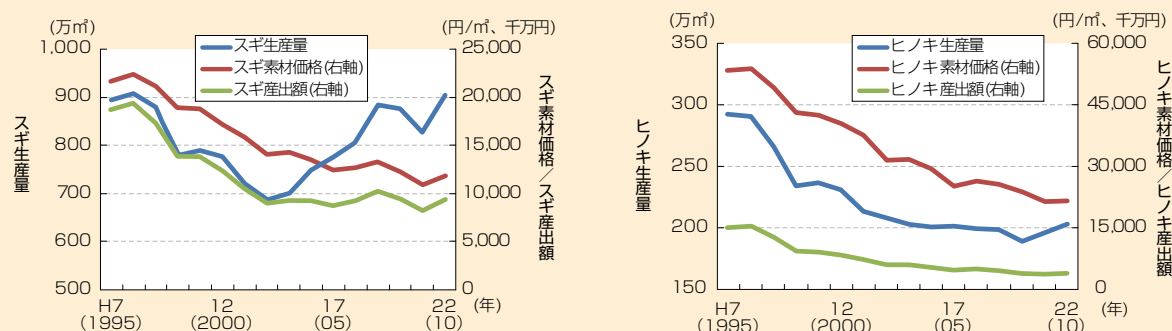
林業産出額は、これまで長期的に低下傾向で推移してきており、平成22(2010)年には、ピーク時であった昭和55(1980)年の36%となっている。この低下分は、ほとんどが木材生産額の減少によるものである。木材生産額の林業産出額全体に占める割合は、昭和50(1975)年ごろには9割近くであったが、平成14(2002)年以降は、5割程度に下落しており、平成22(2010)年度には46%を占めるにすぎない。

これに対して、栽培きのご類の生産額は、近年、大きな変化はないものの、木材生産額の低下に伴い、林業産出額に占める割合が上昇している。平成22(2010)年には、栽培きのご類の生産額が林業産出額の52%を占めている。

図IV-1 林業産出額の推移



図IV-2 スギ・ヒノキの素材生産量・素材価格・産出額の推移



## (2) 林業経営の動向

### (林業経営による収入は少額)

農林水産省の「林業経営統計調査<sup>\*1</sup>」によると、家族経営の林業経営体<sup>\*2</sup>のうち、山林を20ha以上保有し施業を一定程度以上行っている経営体における1経営体当たりの林業粗収益<sup>\*3</sup>は、平成20(2008)年度には178万円であった。これに対して、施業請負せ料金や雇用労賃等の林業経営費は168万円で、林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は10万円であった(表Ⅳ-1)。

「2010年世界農林業センサス」によると、過去1年間に保有山林<sup>\*4</sup>で自ら素材生産を実施した林業経営体の数は、全体の8%に当たる1万1千経営体であり、大多数の林業経営体にとって、林業生産による収入は間断的なものとなっている。また、平成22(2010)年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」によると、毎年木材収入があり、家計の主な収入が木材販売収入である林業経営体は、全体の僅か5%にとどまり、林業以外で生計を立てている林業経営体が大半となっている(図Ⅳ-3)。

表Ⅳ-1 林業所得の内訳

項目	単位	平成19 (2007) 年度	平成20 (2008) 年度	増減
林業粗収益	万円	190	178	▲12
素材生産	//	125	104	▲21
立木販売	//	28	21	▲7
その他	//	38	54	15
林業経営費	//	161	168	7
請負せ料金	//	54	56	2
雇用労賃	//	27	30	3
原木費	//	13	13	1
その他	//	68	69	2
林業所得	//	29	10	▲19
伐採材積	m <sup>3</sup>	125	125	0

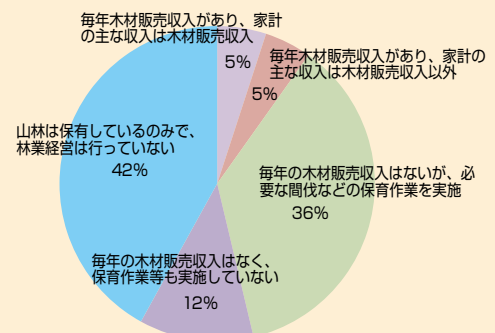
資料：農林水産省「林業経営統計調査」

### (山元立木価格は2年連続で上昇)

山元立木価格<sup>\*5</sup>は、素材価格の低下に伴い、平成3(1991)年以降、低下傾向で推移してきた。しかしながら、平成22(2010)年は、素材価格が上昇したことから、山元立木価格は19年ぶりに上昇に転じた。

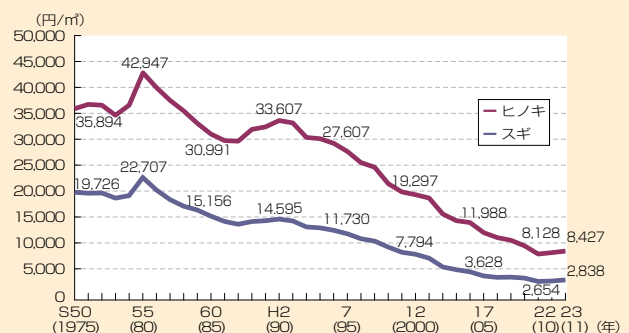
平成23(2011)年も、山元立木価格は、外材から国産材へのシフトや国内における住宅需要の持ち直し等により、スギが前年比7%上昇し2,838円/m<sup>3</sup>に、ヒノキが4%上昇して8,427円/m<sup>3</sup>になった<sup>\*6</sup>。ただし、ピーク時の昭和55(1980)年の価格と比べると、スギの山元立木価格はピーク時の13%、ヒノキでは20%程度にすぎない(図Ⅳ-4)。

図Ⅳ-3 現在の林業経営の状況



資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」(平成23(2011)年3月公表)

図Ⅳ-4 全国平均山元立木価格の推移



資料：一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」

- \*1 平成20(2008)年までは毎年、それ以降は5年ごとに調査を実施。
- \*2 「林業経営体」とは、「保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林施業計画を作成している」、「委託を受けて育林を行っている」、「委託や立木購入により過去1年間に200m<sup>3</sup>以上の素材生産を行っている」のいずれかに該当する者。
- \*3 1年間の林業経営の結果得られた総収益額で、林産物販売収入のほか、家計に消費するために仕向けられた林産物の時価評価額及び未処分林産物在庫増加額の合計。
- \*4 世帯又は会社等が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林等を除いたものに他から借りている山林等を加えたものをいう。
- \*5 「山元立木価格」とは、森林に立っている状態での樹木の利用材積当たり売渡価格である。
- \*6 一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調(平成23年3月末現在)」

**(森林保有形態は小規模林家が多数)**

我が国の森林のうち、「私有林<sup>\*7</sup>」は、森林面積全体の約6割、人工林総蓄積の約7割を占めており、林業生産活動に主要な役割を果たしている。私有林の所有者には、「林家」と「林業経営体」がある。

「2010年世界農林業センサス」によると、保有山林面積が1ha以上の世帯である「林家」の数は約91万戸であり、そのうち約9割が10ha未満の保有となっている。他方、保有山林面積が100ha以上の林業経営体は、数では3%にすぎないが、面積では約7割を占めている(図IV-5)。

また、「林業経営体」の数は約14万経営体で、そのうちの約6割は保有山林面積が10ha未満となっている。他方、保有山林面積が100ha以上の林業経営体は、数では3%にすぎないが、面積では約7割を占めている(図IV-5)。林業経営体の94%は法人以外の経営体であり、その大半は個人経営体(家族林業経営)である(表IV-2)。

このように、我が国における森林の保有形態は、

保有山林面積の小さい森林所有者が多数を占め、林業経営規模も零細な構造となっている。

**(施業の実施は低位)**

「2010年世界農林業センサス」によると、山林を保有する林業経営体のうち、過去5年間に保有山林において植林、下刈、間伐、主伐等何らかの林業作業を行った者は、全体の約8割であった。また、作業別の実施割合をみると、林業作業を行った経営体のうち、6割以上が下刈又は間伐を実施している一方で、主伐の実施割合は6%、植林も16%と低位であった(図IV-6)。

これは、地球温暖化対策の推進により間伐や保育が増加した一方で、木材価格の低迷により主伐が減少して、植林も少なかったことによると考えられる。

**(育林経費は高い)**

スギ人工林の造成・保育には、植林から50年生ままでに平均で約231万円/haの経費を要し、この約7割に当たる約156万円/haが植林から10年間に必要となっている(図IV-7)。

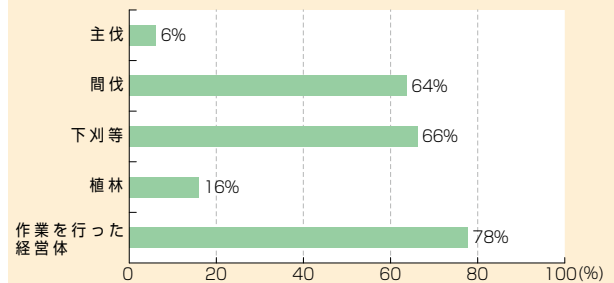
**表IV-2 林家数、林業経営体数の組織形態別内訳** (単位: 戸、経営体)

	林家	林業経営体
法人経営(会社・森林組合等)	—	6,789 ( 5%)
非法人経営	—	131,724 ( 94%)
個人経営体	906,805	125,136 ( 89%)
地方公共団体・財産区	—	1,673 ( 1%)
合計	906,805	140,186 (100%)

注: ( )の数値は合計に占める割合である。

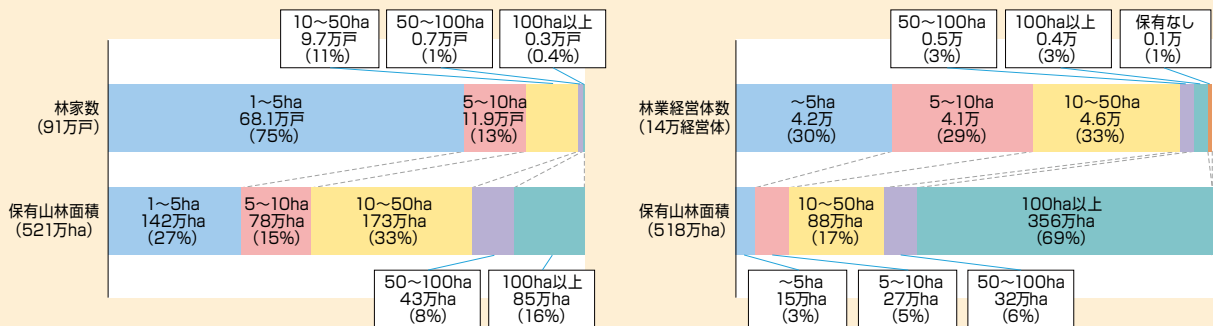
資料: 農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

**図IV-6 過去5年間に保有山林で林業作業を行った経営体の作業別割合**



資料: 農林水産省「2010年世界農林業センサス」

**図IV-5 保有山林規模別の林家、林業経営体**



資料: 農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

\*7 第三章(69ページ)の脚注1参照

これに対して、平成21(2009)年時点の丸太価格に基づいて、50年生で主伐した場合の立木販売収入を試算すると、約91万円/ha<sup>\*8</sup>となっている。このため、立木販売収入では育林経費を賄うことができない状況にある。

このように、我が国の林業は、育林経費が高く、公的な支援がなければ植林から伐採までの長期にわたる林業経営を行うことが困難な状況にある。このため、育林経費の低コスト化が重要な課題の一つとなっている。

**(小規模林家の施業・経営意向は低調)**

平成22(2010)年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」によると、保有規模が小さい林家ほど、施業に対する意欲は低い傾向にある。今後5年間にける森林施業の実施に関する質問に対しては、保有山林面積規模1ha以上20ha未満の林家の69%が「実施が必要な山林はあるが、実施する予定はない」と回答している(図IV-8)。また、今後の林業経営の意向に関する質問に対しては、同林家の78%が「山林は保有するが、林業経営は行うつもりはない」と回答している(図IV-9)。

このように、小規模林家の森林施業及び林業経営に対する意向が低調な理由としては、林業の採算性が低いことが挙げられる。

**(相続時における林業経営の継続が課題)**

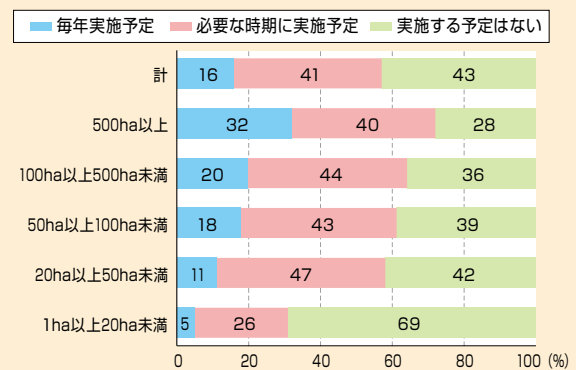
近年、大規模な森林を所有する林家では、相続を契機として、所有する森林の細分化、経営規模の縮小、後継者による林業経営自体の放棄等の例がみられる。

平成22(2010)年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」(複数回答可)によると、林業経営を次世代にわたって継続するための支援・対策に関する質問に対しては、森林の所有規模に関わらず多くの林家が「木材価格を安定させる施策」と回答したものの、500ha以上の林家では、「相続税、贈与税の税負担の軽減」

と回答した林家が54%で最も多かった(図IV-10)。

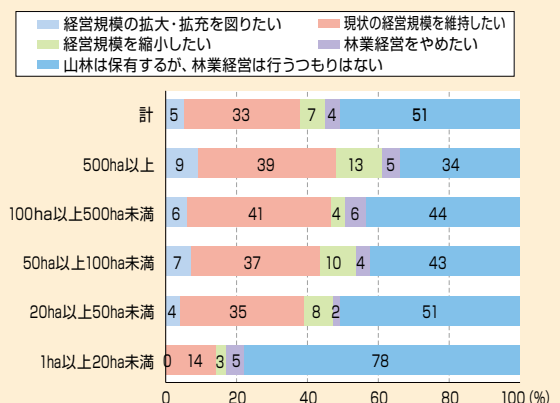
全体的な傾向として、比較的大規模な森林所有者は、施業に対する意向が高いことから、今後、施業集約化の中心的担い手となることが期待できる。し

**図IV-8 今後5年間の森林施業の実施に関する意向**



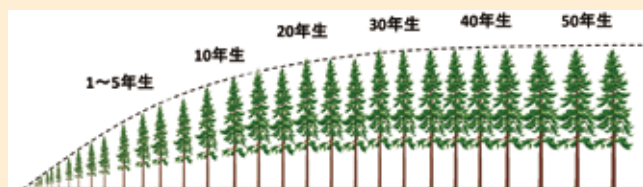
資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」(平成23(2011)年3月公表)

**図IV-9 今後の林業経営についての意向**



資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」(平成23(2011)年3月公表)

**図IV-7 スギ人工林の造成に要する費用**



齡級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
費用(万円/ha)	126	30	20	14	13	7	5	8	5	5

資料：農林水産省「平成20年度林業経営統計調査報告」

\*8 スギ中丸太価格(10,900円/m<sup>3</sup>、「木材価格統計」)から素材生産費等(7,847円/m<sup>3</sup>、林野庁業務資料)を控除した粗収入3,053円/m<sup>3</sup>にスギ10齡級の平均材積298m<sup>3</sup>/ha(「森林資源モニタリング調査」における10齡級の総林分材積を同齡級の総森林面積で除した平均材積397 m<sup>3</sup>/haに利用率0.75を乗じた値)を乗じて算出。

かしながら、林業経営が厳しい状況に置かれる中、これらの意欲ある林家の相続時において、その経営の後継者への円滑な承継が課題となっている。

**(山林に係る相続税の納税猶予制度の創設)**

山林に係る相続税については、これまで、評価方法の適正化のほか、課税価格の軽減等の納税負担の軽減に向けた措置が講じられてきたところである。

このような中、平成23(2011)年4月の「森林法」改正により「森林経営計画」制度が創設され、施業の集約化や路網整備等による林業経営の効率化(採算性の向上)・継続確保等が図られることとなったことを踏まえ、「平成24年度税制改正大綱」では、効率的かつ安定的な林業経営を実現し得る中心的な担い手への円滑な承継を税制面で支援する観点から、山林に係る相続税の納税を猶予する措置を講ずることが盛り込まれた。

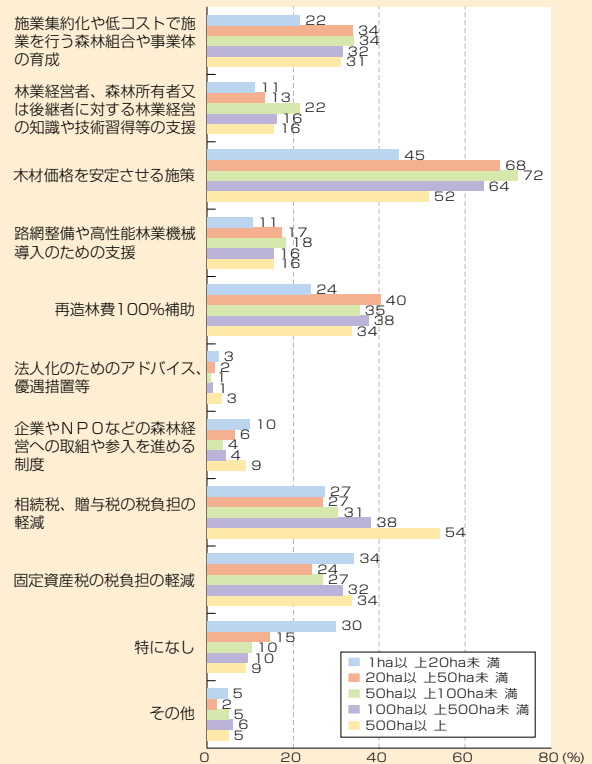
同措置では、林業経営相続人が、「森林経営計画」(市町村長等の認定・農林水産大臣の確認を受けたものに限る。)の対象山林について、同計画に従って施業や路網整備を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得し、引き続き施業を継続する場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、施業及び路網整備を行う計画対象山林(一定のものに限る。)の課税価格の80%に対応する相続税額について、林業経営相続人の死亡の日まで、納税を猶予することとしている。

**(独立行政法人農林漁業信用基金の組織見直し)**

林業の金融については、林業・木材産業の経営の改善に必要な資金を無利子や低利で融資する制度がある。また、資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金では、借入債務の保証を行っている。

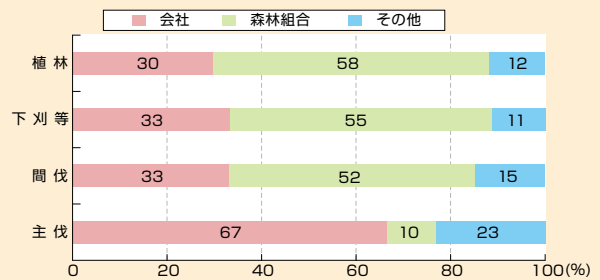
平成24(2012)年1月に、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、同基金については、「民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。」こととされた。農林水産省では、同方針を踏まえて、具体的な検討を進めることとしている。

**図IV-10 林業経営を次世代にわたって継続するための支援・対策**



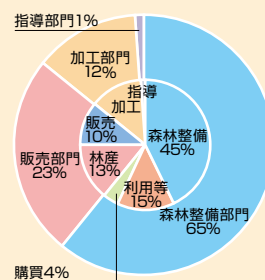
注：複数回答。  
資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」(平成23(2011)年3月公表)

**図IV-11 林業作業の受託面積割合**



注：会社は、株式会社、有限会社、合名・合資会社等。その他は、地方公共団体、財産区、個人経営体等。  
資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

**図IV-12 森林組合の事業割合**



資料：林野庁「平成21年度森林組合統計」

### (3) 林業事業体の動向

#### (林業事業体は森林施業の主体)

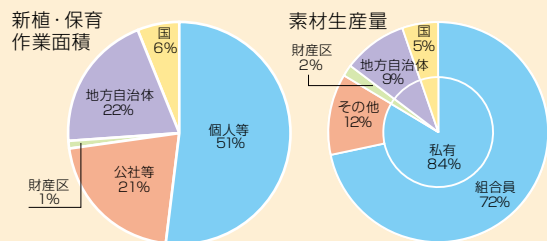
我が国における森林施業の主体は、林家、森林組合、素材生産業者等の3つに大別される。このうち、森林組合と素材生産業者等(併せて「林業事業体」という。)は、森林所有者等からの委託又は立木の購入によって、造林・伐採等の林内作業を担っている。

「2010年世界農林業センサス」によると、森林組合は、全国における植林、下刈、間伐の受託面積のうち、5割以上を実施しており、我が国の森林整備の中心的な担い手となっている。間伐の受託面積のうち素材生産業者等の会社の占める割合をみると、「2005年世界農林業センサス」では、18%であったのに対して、「2010年世界農林業センサス」では33%に上昇している。これは、主伐の事業量が減る中で、素材生産を主体とする会社が、増加している間伐で事業量の確保を図っているためと考えられる。また、素材生産業者等の会社は、主伐の約7割を実施しており、素材生産の中心的な担い手となっている(図IV-11)。

#### (森林組合の合併)

森林組合は、「森林組合法」に基づく森林所有者の協同組織で、組合員である森林所有者に対する経営指導、森林施業の受託、林産物の生産・販売・加工等を行っている(図IV-12)。平成21(2009)年度末現在、全国の組合員数は約157万人(法人を含む。)で、組合員が所有する森林の面積は民有林(都道府県有林を除く。)面積の約3分の2を占めている\*9。

図IV-14 森林組合における新植・保育作業面積、素材生産量の依頼者別割合



注：個人等は、国、地方自治体、財産区、公社等を除く個人や会社。公社等には、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターを含む。私有は、国、地方自治体、財産区を除く、個人や会社。

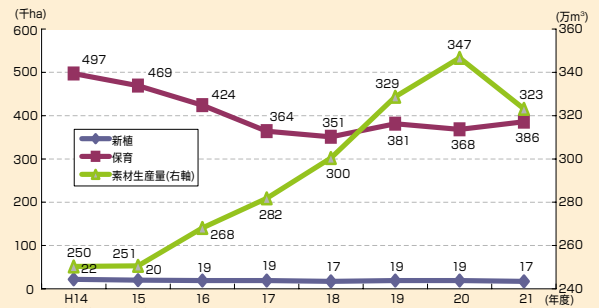
資料：林野庁「平成21年度森林組合統計」

林野庁では、森林組合の経営基盤を強化する観点から、森林組合の合併を積極的に推進してきた。森林組合の数は、最も多かった昭和29(1954)年度の5,289から、平成21(2009)年度末には692まで減少している。

森林組合が実施する事業のうち、新植・保育の面積はほぼ横ばいで推移している。また、素材生産量は増加傾向にあったが、平成21(2009)年度は、世界的な金融危機による景気悪化に伴う国内需要の減少により、前年比93%の323万㎡となっている(図IV-13)。新植・保育については、依頼者の半数が個人等であり、公社等と地方自治体がそれぞれ2割程度を占めている。素材生産については、依頼者の84%が組合員を含む個人となっている(図IV-14)。

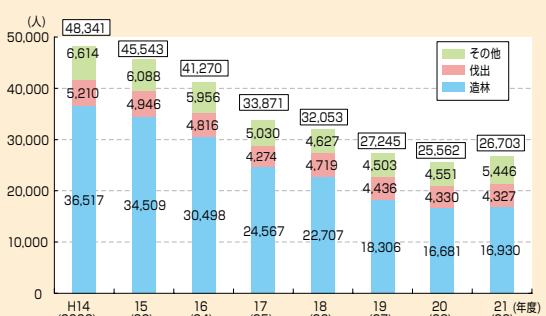
なお、森林組合の雇用労働者数は、これまで減少傾向にあったが、平成21(2009)年は増加した。平成21(2009)年度末時点における森林組合の雇用労働者数は、前年より4%増加して約2万7千人(1

図IV-13 森林組合の事業量の推移



資料：林野庁「森林組合統計」

図IV-15 森林組合の雇用労働者数の推移



資料：林野庁「森林組合統計」

\*9 林野庁「平成21年度森林組合統計」

組合当たり平均39人程度)となった(図IV-15)。

**(幅広い森林組合の役割)**

平成22(2010)年に農林水産省が実施した「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」によると、伐採業者や森林組合に期待する役割について、林業者\*10のモニターの30%が「作業のみならず、森林に係る計画策定から管理経営までを引き受けること」、29%が「植付や間伐等の個々の作業を引き受けること」、22%が「長期にわたり、各種の作業を一括して引き受けること」と回答している(図IV-16)。

森林所有者の高齢化や経営意欲の減退等により、森林の個々の作業や管理・経営までを委任したいとする森林所有者が多くなっている。このような中、森林組合には、地域の森林管理の主体として、造林・保育等の作業の受託から「森林経営計画」等の策定に至るまで幅広い役割を担うことが期待されている。

このような森林組合に対する期待から、平成22(2010)年11月に報告された「森林・林業再生プラン\*11」推進に当たっての具体的な対策に関する最終とりまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」では、森林組合の最優先の業務を施業集約化・合意形成や「森林経営計画」の作成とした上で、地域の持続的な森林経営の担い手とするよう、森林組合の改革を進めるべきと提言された。

森林組合系統では、平成22(2010)年10月に開催された「全国森林組合大会」において、運動方針の中に、提案型集約化施業と「森林経営計画」の作成を最優先の業務として、全ての組合員所有森林の集約化を目指すこと等を位置付けた。

これを踏まえて、森林組合系統では、職員による「森林施業プランナー育成研修」への参加促進、提案型集約化施業を実施するための基本的な体制を外部機関が評価する「実践体制基礎評価」の取得、集約化の情報提供等を行う座談会の開催等、施業の集

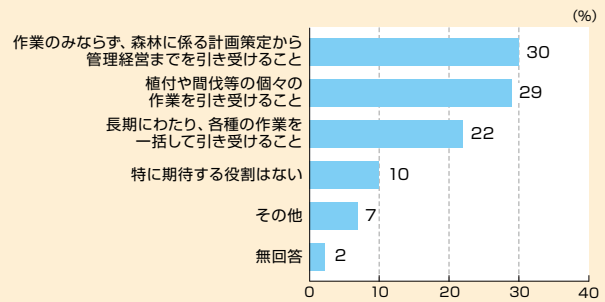
約化に向けた取組を進めている。

また、平成23(2011)年8月に、林野庁は、森林組合において、組合員に対する透明性の高い経営を確保するため、都道府県と森林組合系統に対して、森林組合の決算書類等の改正に係る通知を発出した\*12。さらに、平成24(2012)2月には、都道府県等に対して、組合員活動に重点をおいた業務運営を行うよう、森林組合における国や地方公共団体等公的機関の利用に係る指導通知を発出した\*13。

**(林業事業体の育成が課題)**

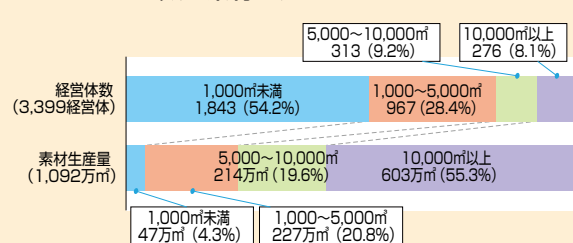
「2010年世界農林業センサス」によると、平成21(2009)年に受託もしくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体は、3,399経営体となっている。このうち個人経営体が51%を占め、森林組合は15%、その他会社等の法人組織は26%となっている。

**図IV-16 林業者モニターが伐採業者や森林組合等に期待する役割**



資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成23(2011)年3月公表)

**図IV-17 受託もしくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体の規模別の経営体数と素材生産量**



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

\*10 この調査での「林業者」とは、原則として、2005年農林業センサスで把握された林業経営体のうち、保有山林面積が20ha以上で、かつ保有山林からの林産物の販売活動を行っている林家の経営者。  
 \*11 「森林・林業再生プラン」については、トピックス(2-3ページ)、第三章(75ページ)を参照。  
 \*12 「「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について」の一部改正について」(平成23(2011)年8月24日付け23林政経第80号林野庁長官通知)  
 \*13 「森林組合法第9条第9項に係る森林組合の指導について」(平成24(2012)年2月29日付け23林政経第329号林野庁長官通知)



素材生産規模別の経営体数をみると、「1,000㎡未満」の経営体数が54%を占めている。他方、「1万㎡以上」の経営体は、経営体数では8%を占めるにすぎないが、素材生産量の55%を占めている(図IV-17)。素材生産の労働生産性は、事業規模が大きい経営体ほど高く、規模が小さい経営体は、機械化が進まず、生産性が低いものが多い(図IV-18)。

「森林・林業の再生に向けた改革の姿」では、林業事業体が継続的に事業を営めるようにするためには、事業量や森林所有者等からの信頼を確保することが不可欠であり、林業事業体の事業実行能力、社会的信用、人事管理能力等を総合的に向上させるための新たな仕組みや手法を構築する必要があると提言された。あわせて、林業事業体間の競争が働く仕組み(イコールフットイング)を構築することによって、林業事業体の育成につなげるとともに、森林整備の仕事の質を確保しつつ低コスト化を促す必要があると提言された。

これらの提言を受けて、林野庁では、フォレストマネージャー等の人材育成のための研修の実施や研修修了者の登録制度の創設、イコールフットイングの確保に向けた森林関連情報の提供及び整備に関する通知の発出<sup>\*14</sup>、事業の計画量が流域や市町村単位で明確になる仕組み、林業事業体の登録・評価の仕組みの導入等<sup>\*15</sup>、林業事業体の育成に向けた取組を進めている。

### (女性やNPO等による取組が展開)

近年、女性が中心となって、林業に関する情報を発信する取組が広がっている。例えば、林業に関心を有する女子学生や女性社会人が林業を盛り上げる「林業女子会」の結成が全国で広がっている。また、都道府県の女性林業技術職員によるネットワークづくりも進められている(事例IV-1、2)。

このほか、林業従事者と森林ボランティアの中間的な役割を担うNPOが、自伐林家と連携して、小

規模所有者の森林の整備を促進する取組や、一般の出資者から資金を募って森林整備を支援する取組もみられる(事例IV-3)。

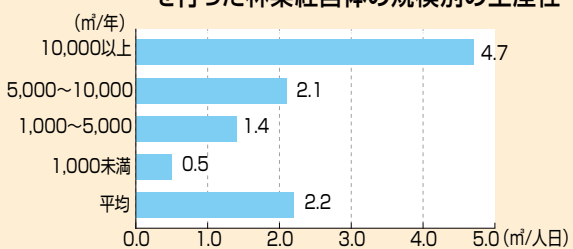
### (2012年は「国際協同組合年」)

「協同組合」とは、農林漁業者、中小商工業者又は消費者等が、その事業や生活の改善を図るために、協同して経済活動等を行う組織であり、森林・林業分野の協同組合としては、森林組合が組織されている。

国連は、2009年12月に、2012年を「国際協同組合年(International Year of Co-operatives: IYC)」とすることを宣言した。「国際協同組合年」の目的は、①協同組合についての社会的認知度を高めること、②協同組合の設立や発展を促進すること、③協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう政府や関係機関に働きかけること等とされている。「国際協同組合年」のスローガンは、「協同組合がよりよい社会を築きます(Co-operative enterprises build a better world)」とされた。

我が国では、平成22(2010)年8月に、森林組合を始めとする国内の各種協同組合やNPO等の非営利・協同の団体等が幅広く連帯して、協同組合を更に発展させる取組を行うべく、「2012国際協同組合年全国実行委員会」が設立された。同委員会には、全国森林組合連合会が参加している。今後、同委員会では、記念イベントの開催や広報活動に取り組むこととしている。

図IV-18 受託もしくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体の規模別の生産性



注：生産性とは、素材生産量を投下労働量(常雇い+臨時雇い)の従事日数で除した数値。  
資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

\*14 「森林の経営の受委託等の促進に関する情報の提供及び整備について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)

\*15 「林業事業体に関する情報の登録・公表について」(平成24(2012)年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知)  
「林業事業体に関する登録情報の活用ガイドラインについて」(平成24(2012)年2月28日付け23林整第844号林野庁長官通知)  
「森林整備事業に係る林業事業体の成績評定要領例について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整第974号林野庁長官通知)

### 事例Ⅳ－1 「林業女子会」のネットワークが広がる

女性に林業を身近に感じてもらうため、女性向け林業体験イベントの開催等に取り組む「林業女子会」の活動が広がりを見せている。

平成22(2010)年7月に、京都府で「林業女子会@京都」が初めて設立された後、平成23(2011)年6月には、静岡県で、女子が林業を産業として応援する「林業女子会@静岡」が、同8月には、岐阜県で「多くの人に林業の魅力伝える」をテーマに「林業女子会@岐阜」が設立された。

林業界に女性目線からの新しい風を吹き込む「林業女子会」の活動は、地元メディアに取り上げられるなど、注目度は高い。林業女子のネットワークは、「林業女子会」相互の交流や新たな「林業女子会」の設立等により、少しずつ広がりをみせており、林業の活性化に貢献することが期待される。



上：林業女子会@静岡のメンバー  
下：林業女子会@岐阜のメンバー

### 事例Ⅳ－2 全国の女性林業技術職員によるネットワーク

平成5(1993)年3月に、林野庁主催の研修で出会った3名の女性林業技術職員が意気投合し、全国の都道府県で働く女性林業技術職員に呼びかけて、「豊かな森林づくりのためのレディースネットワーク・21」を設立した。

同会では、豊かな森林づくりと皆が明るく楽しく暮らせる農山村の実現のための「アイデアの発信基地」を目指して、「女性森林フォーラム」の開催、「林業女子会」等他団体とのコラボイベントの企画、インターネットを利用した情報発信等の活動を行っている。

平成23(2011)年11月には、山口市において、「森林セラピーによるメンタルヘルスケア」をテーマとする「全国女性森林フォーラムin山口」を開催した。同フォーラムには、会員や公募による一般参加者計65名が参加した。

同会では、林業に関わる女性職員のネットワークを構築して、情報発信を行ってきた。今後も、女性の視点を活かして、活動の幅を広げ、森林・林業振興に貢献することが期待される。



森林フォーラムの様子



森林セラピー体験の様子

### 事例Ⅳ－3 「木の駅プロジェクト」による間伐材の販売

岐阜県恵那市の「<sup>えなし</sup> <sup>りっしゅう</sup> 地域木の駅実行委員会」では、平成21(2009)年から、地元住民が軽トラック等で間伐材を搬出して、「 Mori券 (地域通貨) 」に換える「木の駅プロジェクト」を実施している。

同プロジェクトでは、地域に集荷場所となる「木の駅」を設置することにより、近くに木材市場やペレット工場等がなくても、地元住民の力によって間伐材を収集することが可能となった。地元住民は間伐材を運び込むことで6,000円/トン相当の「Mori券」を得ることができ、「木の駅」に集められた間伐材はチップ工場や市内の温泉施設等などに運ばれて利用されている。

「木の駅プロジェクト」は、鳥取県智頭町、愛知県豊田市、岐阜県大垣市、高知県嶺北地方にも広がりをみせている。

資料：「木の駅プロジェクト」ホームページ



間伐材を木の駅に持ち込む様子

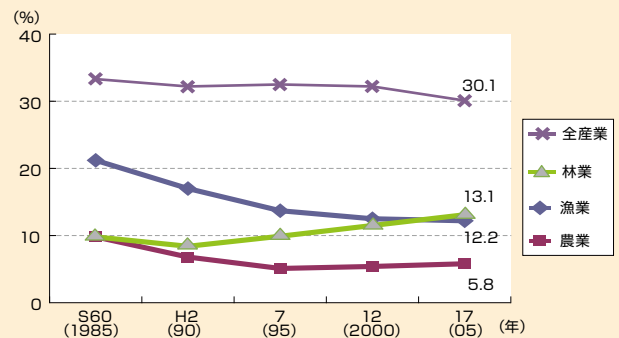
## (4) 林業労働力の動向

### (林業就業者の動向)

森林の施業は、主に山村で林業に就業する「林業労働者」が担っている。林業労働力の確保は、山村の活性化や雇用の拡大のためにも重要である。

国勢調査によると、林業就業者<sup>\*16</sup>の数は長期的に減少傾向で推移しており、平成17(2005)年には、約4万7千人にまで減少している。また、林業の高齢化率(65歳以上の就業者の割合)は、平成17(2005)年時点で26%となっており、全産業の高

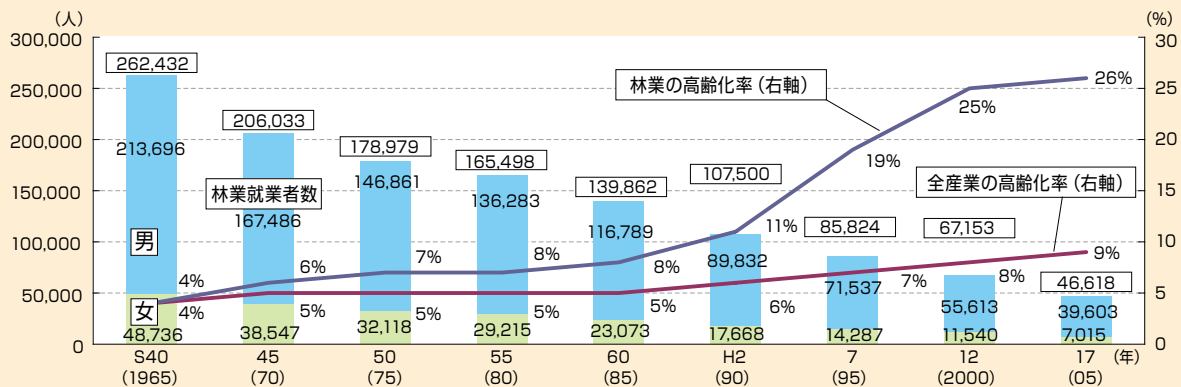
図IV-20 農林水産業における若年者率の推移



注：「若年者率」とは、就業者総数に占める35歳未満の割合である。

資料：総務省「国勢調査」

図IV-19 林業就業者数及び高齢化率の推移



注：昭和40(1965)、45(1970)年の数値には復帰前の沖縄の数値も含む。

資料：総務省「国勢調査」

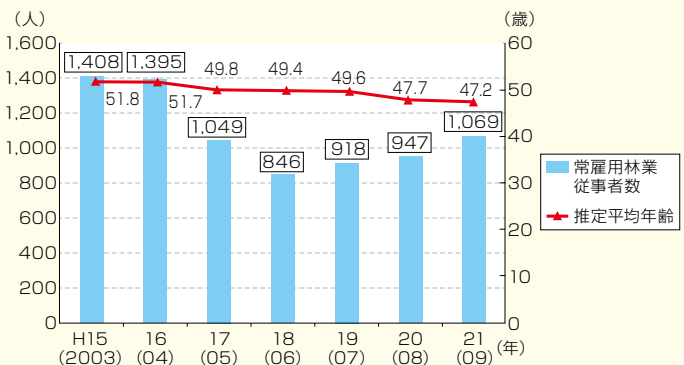
### 事例IV-4 島根県では平成19(2007)年から常雇用林業従事者が増加

島根県の常雇用林業従事者数は、平成18(2006)年度の846人を底として増加傾向にあり、平成21(2009)年度には1,069人となった。

また、常雇用林業従事者数のうち、39歳以下の若年者の割合は、平成15(2003)年度の23%から平成21(2009)年度は35%に上昇し、平均年齢も47.2歳(推定)となった。

島根県は、若年層増加の要因として、「緑の雇用」等により新規就業者が増加したこと、定年制の導入が進んだこと等を挙げている。

資料：島根県「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」(平成23(2011)年3月)



島根県の常雇用林業従事者数と平均年齢の推移

\*16 平成17(2005)年の国勢調査における「林業就業者」とは、山林用苗木の育成・植栽、木材の保育・保護、木材からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の収集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う者で、2005年9月24日から30日までの一週間に収入になる仕事を少しでもした者等。

齡化率9%と比べて高い水準にある(図IV-19)。

一方、35歳未満の若年者の割合をみると、全産業で低下傾向にあるのに対して、林業では平成2(1990)年以降上昇傾向で推移しており、平成17(2005)年の若年者率は13%となっている(図IV-20)。一部の地域では、林業就業者が増加するとともに、若者の新規就業等により平均年齢が低下している(事例IV-4)。

**(林業労働者一人当たりの年間素材生産量の国際比較)**

国連食糧農業機関(FAO)は、各国の林業労働者数と年間素材生産量を公表している。これらのデータにより、一人当たりの年間素材生産量を計算すると、我が国は344m<sup>3</sup>/人年(2005年時点。以下同じ。)となる。これに対して、欧州諸国では、710~4,615m<sup>3</sup>/人年となり、我が国よりも一人当たりの年間素材生産量は多い(図IV-21)。

我が国でも、地形的な条件の制約があるものの、課題となっている生産性の向上等を図ることにより、一人当たりの年間素材生産量を欧州諸国並みに近づけることが可能であると考えられる。この場合、現在の林業労働者数の水準で、素材生産量を増加させることが可能となると考えられる。

なお、各国の林業労働者数には、素材生産への従事者のみならず、造林作業者等も含まれることに留意が必要である。

**(「緑の雇用」により新規就業者が増加)**

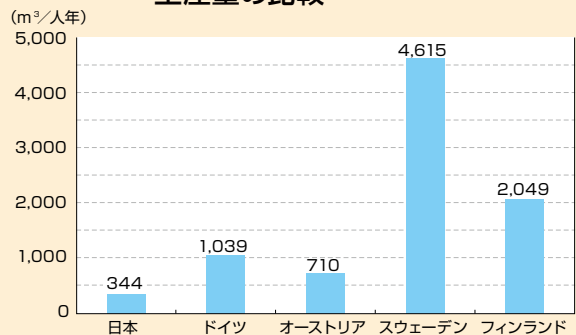
林業就業者の高齢化の進行を受け、若者を中心とした新規就業者の確保・育成が喫緊の課題となっている。林野庁では、平成15(2003)年度から、林

業への就業に意欲を有する若者に対して、林業に必要な基本的技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施している。この結果、平成22(2010)年度までの8年間で、約1万2千人が新たに林業に就業した。

林業への新規就業者数は、「緑の雇用」事業の開始前は年間平均約2千人であったが、事業の開始後は同約3,400人程度に増加している。この新規就業者の増加は、「緑の雇用」事業による効果と考えることができる。平成16(2004)年度から平成18(2006)年度にかけては、他産業での雇用情勢の改善に伴い、林業への新規就業者数は減少したものの、平成19(2007)年度からは、増加傾向で推移している。平成22(2010)年度における新規就業者数は、前年とほぼ同数の4,013人となった(図IV-22)。これらの新規就業者の大半は、他産業からの転職者が占めている。

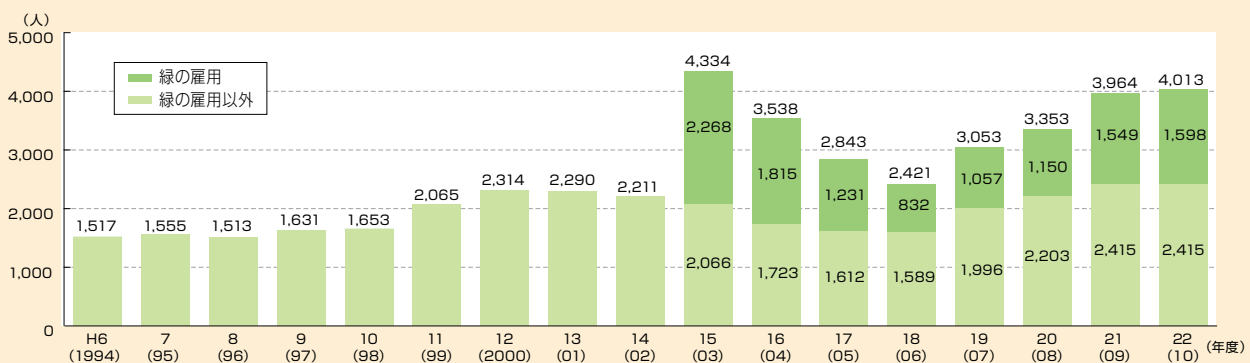
新規就業者の増加の背景には、森林吸収源対策と

**図IV-21 林業労働者一人当たりの年間素材生産量の比較**



注：素材生産量、林業労働者数は2005年の数値。  
資料：FAO「世界森林資源評価2010」

**図IV-22 林業への新規就業者数の推移**



資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

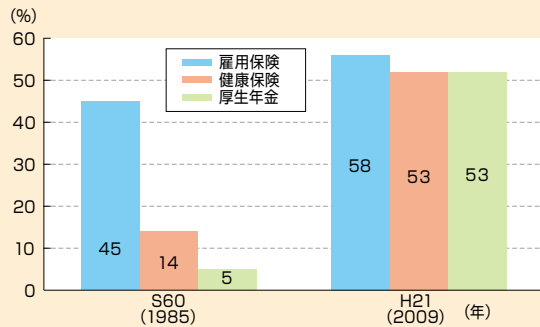
しての間伐事業量が増加することを見込んで林業事業体が採用者数を増やしたことや、自然の中での労働や健康的な暮らしを求める自然回帰志向が高まっていること等があると考えられる。

**(厳しい就業環境)**

林業作業のうち、植付・下刈等の造林作業は季節性があるため、特定の季節に多くの労働者を必要とする。近年では、造林作業等の減少により、造林事業の多くを担ってきた森林組合で、季節雇用の労働者が大きく減少している。この結果、通年で働く専門的な雇用労働者の占める割合が相対的に増加しており、社会保険が適用される者の割合が上昇している(図IV-23)。

一方、雇用形態をみると、月給制の雇用が増えて

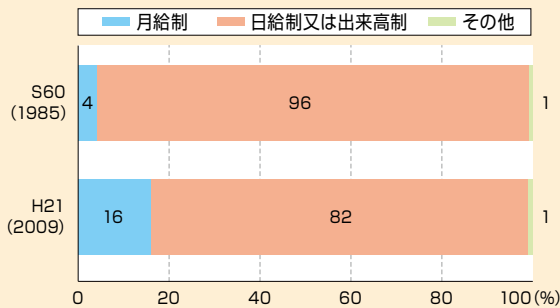
**図IV-23 森林組合の雇用労働者の社会保険等への加入割合**



注：昭和60(1985)年は作業班の数値、平成21(2009)年は雇用労働者の数値である。

資料：林野庁「森林組合統計」

**図IV-24 森林組合の雇用労働者の賃金支払形態割合の推移**



注1：月給制には、月給・出来高併用を、日給制又は出来高制には、日給・出来高併用を含む。

2：昭和60(1985)年は作業班の数値、平成21(2009)年は雇用労働者の数値である。

3：計の不一致は四捨五入による。

資料：林野庁「森林組合統計」

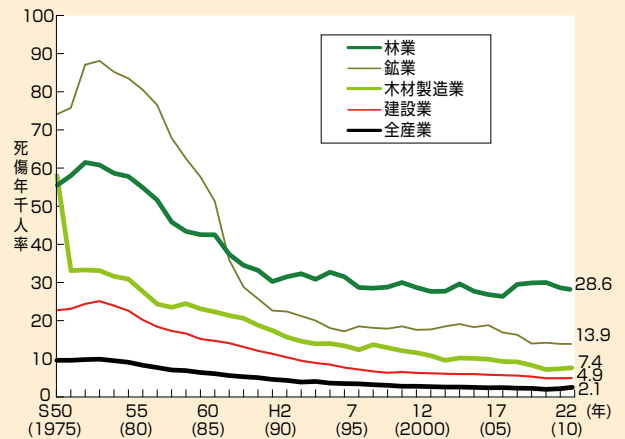
いるものの、林業は悪天候の場合に作業を中止せざるを得ず、事業日数が天候に大きく影響を受けることから、依然として日給制の雇用が大勢を占めている(図IV-24)。

林業労働の負荷は、高性能林業機械の導入や作業道等の路網整備が進化したことにより、かつてに比べて軽減している。特に、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械の普及により、造材・集運材作業において、安全な労働環境が整備されつつある。

しかしながら、林業における労働災害の発生率を示す「死傷年千人率」は、伐木作業中の死傷災害が依然として多く発生していること等から、他産業に比べて高い状態にある。

平成22(2010)年の死傷年千人率は28.6で、全産業平均の13.6倍と高い水準にある(図IV-25)。

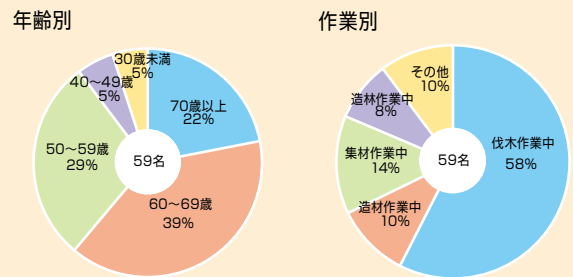
**図IV-25 林業と他産業の労働災害発生率の推移**



注：死傷年千人率とは、労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数を示すもので、千人率=1年間の死傷者数(休業4日以上)÷1年間の平均労働者数×1,000で表されるもの。

資料：厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」、「労災保険給付データ」

**図IV-26 林業における死亡災害の発生状況(平成22(2010)年)**



資料：厚生労働省「死亡災害報告」

平成22(2010)年には林業労働者の死亡災害が59件発生している。発生状況を見ると、年齢別では50歳以上が90%、作業別では伐木作業中の災害が58%となっている(図IV-26)。

**(林業労働者の定着に向けた取組を促進)**

このように、林業労働者は厳しい就業環境に置かれており、林業への新規就業者の中には、安定的な所得の確保や事業体の経営状況等に不安を持つ者も少なくない。林業労働者が抱える様々な不安を解消しなければ、既存労働力の流出も懸念される状況にある。

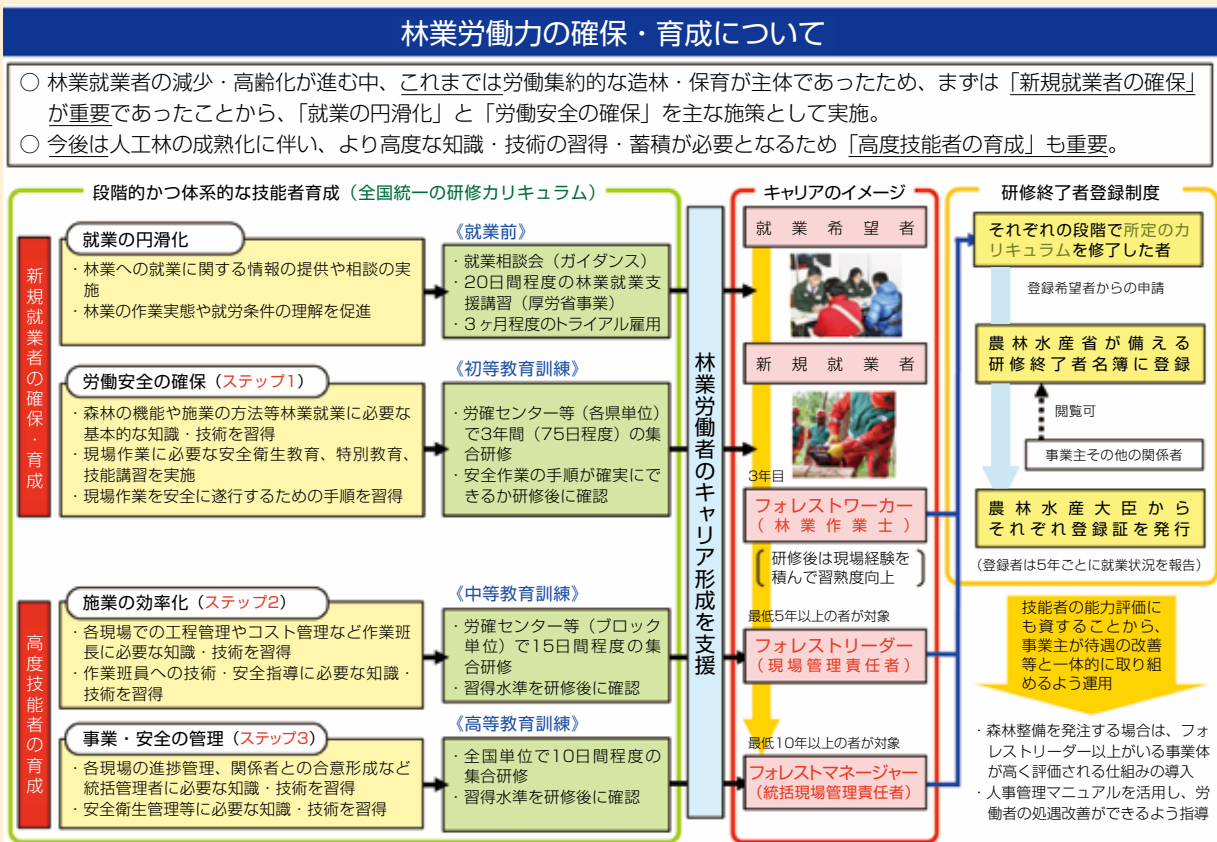
また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入が進んできたことにより、より高度な知識・技術・技能を有する林業労働者が必要となっている。

このため、林野庁では、平成22(2010)年に、林業労働者が林業に定着するための方策を取りまとめ

た「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」の見直しを行った。新たな基本方針では、事業主によるOJT<sup>\*17</sup>やOFF-JT<sup>\*18</sup>の計画的な実施、研修カリキュラムの作成、能力に応じた労働者の昇進・昇格モデルの提示、段階的かつ体系的な研修等により、林業労働者のキャリア形成を支援することとしている。

このような見直しを踏まえ、平成23(2011)年度から、「緑の雇用」現場技能者育成対策により、段階的かつ体系的な研修カリキュラムに基づき、新規就業者に対する3年間の「フォレストワーカー(林業作業士)研修」を開始するとともに、「フォレストリーダー(現場管理責任者)」及び「フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)」へのキャリアアップ研修を開始した。また、研修修了者の習得した技術・技能レベルに応じて、農林水産省が備える名簿に登録する制度を創設するなど、キャリアアップへの意欲向上や処遇改善を支援している(図IV-27)。

**図IV-27 林業労働力の確保・育成について**



資料：「現場技能者の育成と登録制度」(林野庁ホームページ「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく取組について」)

\* 17 日常の業務を通じて必要な知識・技能又は技術を身に付けさせる教育訓練。

\* 18 日常の業務から離れて講義を受けるなどにより必要な知識・技能又は技術を身に付けさせる教育訓練。

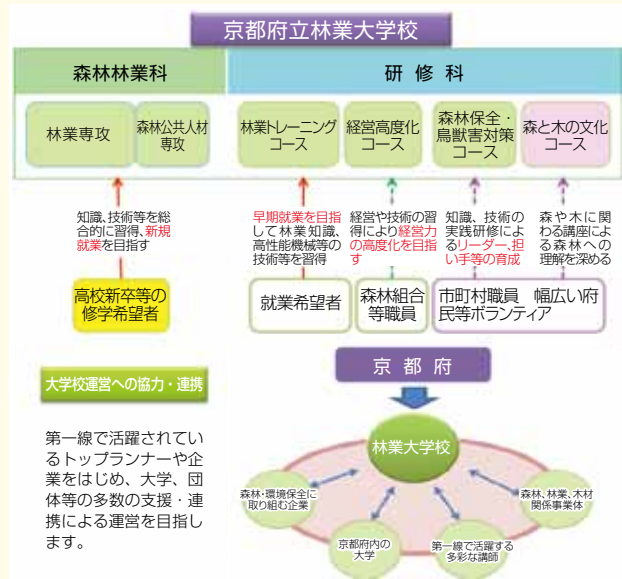
このほか、林業労働力を継続的に確保するには、健康で安全な職場づくりも不可欠である。このため、労働災害の防止に向けて、厚生労働省や関係団体等との連携により、林業事業者に対する安全指導の徹底、作業現場への巡回指導、実践的な現地研修の強化、安全に作業を行う器具等の開発・改良等の労働安全衛生対策の徹底が図られている。

## コラム 京都府で林業専門の大学校が開校

京都府は、平成24(2012)年4月に、西日本で唯一となる林業専門の大学校「京都府立林業大学校」(京都府京丹波町)を開校した。

同校には、①高校新卒者等を対象に、森林・林業関係への就業に必要な専門知識と技術を確実に修得して、就職に結び付けることを目指す「森林林業科」(定員20名、修学期間2年)、②林業への就業希望者が早期就業を目指して林業知識や高性能林業機械等の技術を習得する「林業トレーニングコース」、森林組合等職員が経営や技術の習得により経営力の高度化を目指す「経営高度化コース」、幅広い関係者が森林保全・鳥獣害対策や森と木の文化を学ぶコースなど、多彩な研修・教育プログラムを提供する「研修科」(定員20～40名程度、修学期間2か月程度)の2学科が設置される。

同校では、全国で初めて、カリキュラムに本格的な高性能林業機械の操作を取り入れるなど、理論と実践を組み合わせ、森林・林業の基礎から経営管理までの教育により、即戦力となる次世代の林業の担い手を育成する。



林業大学校の教育体系及び運営への協力・連携



京都府立林業大学校(京丹波町)の外観